

貸付利率 年3%(据置期間中は無利子)

据置期間 貸付期間の終了後12カ月以内

償還期間 据置期間経過後7年以内

連帯保証人 原則として1名、ただし貸付金額が120万円を超える場合であつて、連帯保証人になろうとする方が次のいずれにも該当するときは2名とする。

○地方税法に基づく住民税を課税されないとき。

○不動産を所有していないとき。

問合先 県社会福祉協議会

☎055(254)8610

市社会福祉協議会

☎(46)5115

生活福祉資金貸付制度

所得の少ない世帯、障害者や介護を要する高齢者のいる世帯に生活の安定と経済的な自立などを図ることを目的に資金の貸し付けと生活上の相談、支援を行います。

対象

○身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方の属する世帯

○日常生活上介護を要する65歳以上の高齢者の属する世帯

○独立自活に必要な資金の融通を他から受けることが困難な世帯

○生活中心者の失業により生計の維持が困難となった世帯(離職者支援資金の対象)

資金の種類

更生資金、福祉資金、修学資金、療養・介護資金、緊急小口資金、災害援護資金

金、離職者支援資金、長期生活支援資金、要保護世帯向け長期生活支援資金

貸付利率

○修学資金、療養資金及び療養資金

の貸し付けを受けて負傷若しくは疾病の療養をしている期間中の生活を維持するのに必要な生活資金

無利子

○他の資金 据置後、年3%

据置期間 6カ月～1年

償還期間 据置期間後、3～20年

問合先 県社会福祉協議会

☎055(254)8610

市社会福祉協議会

☎(46)5115

福祉資金貸付制度

生活が困窮している世帯に対し、一時的に資金を貸し付け、生活意欲の助長と生活の安定を図るための制度です。

一般貸付

対象

市在住の生活維持困難な老人世帯、母子寡婦世帯、心身障害者世帯、低所得者世帯

貸付額 1世帯 5万円

貸付期間 1年以内

返済方法 月賦または半年賦

利息 無利子

高額の医療費貸付 国民健康保険被保険者で、高額医療費の支払いが困難と認められる所得税非課税世帯

貸付期間 高額医療費の支給日まで

返済方法 高額医療費の代理受領

利息 無利子

※ただし、高額医療費支給日以後は年利率5%とする。

問合先 市社会福祉協議会

☎(46)5115

国の教育ローン

融資額 学生・生徒1人あたり200万円以内

対象 融資の対象となる学校に入学・在学される方の保護者で、次の区分により分ります。

※「扶養している子どもの数」とは、お申し込みいただく方が扶養しているお子さまの人数をいいます。年齢、就学の有無を問いません。

扶養している子どもの数	所得者の年間収入	事業所得者の年間収入
1人	790万円	590万円
2人	890万円	680万円
3人	990万円	770万円
4人以上	990万円+4人目以降の子ども人数×100万円	

短大・大学、専修学校・各種学校・予備校など

利率 年2・45%

※平成20年11月10日現在

返済期間 10年以内

※母子家庭・交通遺児家庭の方は1年の延長が可能です。

据置期間 在学期間内で元金のご返済を据え置くことができます。

用途 入学金、授業料、教科書代、アパートの敷金・家賃など

返済方法 毎月元利均等払

※ボーナス時増額返済も可能です。

保証(財) 教育資金融資保証基金または連帯保証人1名以上

※(財)教育資金融資保証基金による保証をご利用いただく場合は、別途保証料が必要です。

問合先 教育ローンコールセンター

☎0570(00)8656

※全国から市内通話料金でご利用いただけます。

住宅の入居、あっせん、資金貸し付けを行います

内容

離職に伴い住まいに困りの方の相談に応じています。社員寮付きの求人や住み込み可能求人の紹介も行っています。

○雇用促進住宅への入居をあっせんしています。

○労働金庫で最大186万円(雇用保険受給者の場合最大60万円)の住宅確保・生活支援のための貸し付けを開始しています(入居初期費用50万円。家賃補助費用6万円、就職活動費15万円など)。

○社宅・寮などに離職後も引き続き労働者を居住させる事業主に対して月額4～6万円助成します。助成期間は6カ月までです。

問合先 ハローワーク都留

☎(43)5141